

# 2026 (R8) 年より「取適法(旧下請法)」が施行

「下請代金支払遅延等防止法」(略称「下請法」)が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(略称「中小受託取引適正化法」、「取適法」)に改正され、2026 (R8)年1月1日より施行されます。この改正に伴う会計・税務上の留意点について紹介します。

## 「下請法」から「取適法」へ

公正取引委員会の説明資料によれば、『サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的価格転嫁」の実現を図るため、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商習慣を一掃していく』ことを背景・趣旨として下請法を改正し、「取適法」が施行されます。

企業各社において、関連団体等を通じて把握されている内容と思われますが、改正は法律名だけでなく、用語変更、対象企業規模・業種の拡大、禁止行為の追加等多岐に及ぶため、関連する各企業にて内容の確認が必要となります。

公正取引委員会サイト: [取適法特設ページ | 公正取引委員会](#)

法律説明資料: [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516\\_gaiyou02.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516_gaiyou02.pdf)

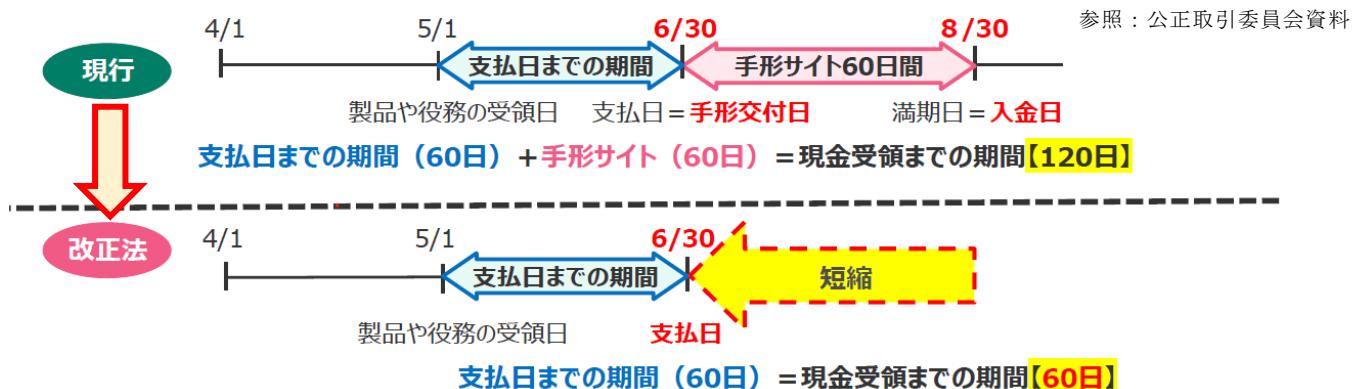
今回のお知らせでは、会計・税務に影響する下記2項目について紹介いたします。

- ①手形払等の禁止
- ②振込手数料の受注者負担の禁止

## 「取適法」の会計・税務への影響

### ① 手形払等の禁止

「取適法」では『物品を受領した日から起算して60日以内に「支払期日」を定める義務』があり、それに加えて決済手段として手形払が禁止されます。これは、受注者(支払を受ける者)の資金繰りに負担を強い商習慣を改める趣旨で改正されました。よって、電子記録債権(でんさい)やファクタリングを決済手段として利用可能ですが、支払期日までに代金を満額(手数料を含む。)支払わなければならぬことになります。



### ② 振込手数料の受注者負担の禁止

受注者(支払を受ける者)との合意の有無に関わらず、発注者(支払する者)が代金を銀行等口座へ振り込む際の手数料等を受注者(支払を受ける者)に負担させ、支払代金から差引いて支払うことが禁止されます。支払不足が生じた場合は不足分に加えて遅延利息(14.6%)の支払い義務が発注者(支払する者)に生じます。

これにより、受注者(支払を受ける者)で従前処理していた、振込手数料相当の入金差額(不足)のインボイス対応「売上対価の返還処理」が不要になると見込まれます。

## @ 12月の予定

12/10・11月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

1/5・10月決算法人の確定申告

・1,4,7月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

※年末年始休業: 12/27~1/4

黒沼共同会計事務所

検索

